

福祉サービス第三者評価

評価結果報告書

渋谷保育園

2023年3月

第三者評価機関

特定非営利活動法人

よこはま地域福祉研究センター

Third party evaluation

目 次

施設・事業所情報.....	1
総評.....	2
第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント.....	4
評価結果 共通評価.....	5
評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織.....	5
評価対象Ⅱ 組織の運営管理.....	6
評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施.....	9
評価結果 内容評価.....	13
A-1 保育内容.....	13
A-2 子育て支援.....	16
A-3 保育の質の向上.....	17

施設情報

①第三者評価機関名 特定非営利活動法人よこはま地域福祉研究センター

②施設・事業所情報

■名称	渋谷保育園	
■種別	児童分野 保育所	
■代表者氏名	園長 小島喜久枝	
■定員（利用人数）	90人（109人）	
■所在地	〒242-0024 神奈川県大和市福田 6002 番地	
■TEL	046-267-1243	
■ホームページ	https://kotobukikai.ed.jp/nursery/shibuya/	
【施設・事業所の概要】		
■開設年月日	2009（平成21）年4月1日	
■経営法人・設置主体	社会福祉法人寿会	
■職員数（常勤）	22名	
■職員数（非常勤）	11名	
■専門職員（名称別）	・保育士	21人
	・看護師	1人
	・栄養士	1人
	・調理員	3人
	・子育て支援員	2人
	・用務員	1人
■施設設備の概要	・居室数	6室
	・設備等	調理室、事務室、職員休憩室など

③理念・基本方針

理念：人と自然に接し 人を愛し 自然を愛し 自分から遊べる自主性
とられることのない 自由な心をもつ おおきな子に

保育目標

- ・夢や遊び心を持って自然に伸び伸びと生活できるように
- ・いろいろな仲間と暮らす中で、仲間を理解し自分も理解するように
- ・小さいクラスから大きいクラスまで一緒に暮らす中で、小さい子は大きい子を見て育ち、大きい子は小さい子をかわいがる関係を大切に
- ・子どもを真ん中にして、保護者も保育者も保育園の生活を共に楽しんでいけるように
- ・地域の子ども、お年寄りなど、いろいろな人たちが気軽に集まれる保育園に
- ・子どもの笑顔が素敵な保育園に

④施設・事業所の特徴的な取組

渋谷保育園は引地川沿いにあり、川沿いの遊歩道を始め沢山の公園が 10 か所以上もあり子どもたちの散歩には最適な立地条件を備えています。園庭は広く、運動会は保護者と一緒に楽しむことが出来ます。中庭には夏の間プールが出来るようになっており、夏以外は、青空レストランという呼び名で給食を食べるなどして使っています。小さいクラスからは裸足で外気に触れられるようになっています。渋谷保育園の園舎は平屋建てになっており、子どもの移動が楽にでき、職員間の交流もやりやすいです。

渋谷保育園の保育の大きな 2 つの柱は

- ・お外でいっぱい遊ぶ
- ・小さい子と大きい子が一緒に遊ぶ

そうした中で、心も体も大きく育つと考えています。

⑤第三者評価の受審状況

■評価実施期間	2022/6/14	(契約日)～	2023/1/24	(評価結果確定日)
---------	-----------	--------	-----------	-----------

■受審回数 (前回の受審時期)	2 回 (2016 年度)
-----------------	---------------

総評

【特長や今後期待される点】

【特長】

◆子どもたちは外遊びを思いっきり楽しみ、その子らしく園生活をのびのびと過ごしています

園は、「外遊び」と「異年齢交流」を保育の大きな 2 つの柱としています。2 歳児以上の子どもたちは、園庭で朝の自由遊びの後に朝の会を合同で行い、5 歳児が前にでて体操をしたり、子どもが好きなダンスを踊ったりしています。保育士は、子どもの様子を近くで見守り、参加したくない子どもや他のことに興味がある子どもに寄り添っています。晴れていれば毎日、子どもたちは、園庭で遊んだり、近隣の散歩に出かけています。園の周囲には、川沿いの散歩道を始め、自然豊かな公園が複数あり、子どもたちは季節ごとの自然を楽しみ、思いっきり身体を動かしています。朝夕の合同保育のほか、異年齢で園庭で巧技台遊びや鬼ごっこをしたり、散歩に出かけたりして交流しています。異年齢で一緒に遊ぶ中で、子どもたちはお互いの違いを認め合い、様々な学びを得ています。運動会ではクラスの中で踊ってきたダンスや日頃

から楽しんできた巧技台遊びを中心にしたプログラムにするなど、特別な練習を重ねるのではなく日ごろの活動を発表し、子どもが無理なく自分らしさを発揮できるようにしています。このような取り組みを通して、子どもたちはその子らしさを言葉や身体で表現し、園生活を友だちと一緒にのびのびと楽しんでいます。

◆保育士は、園内研修で目指す保育の姿について話し合い、連携して保育しています

保育理念・基本方針を園内に掲示するとともに、職員会議や園内研修等で、保育理念が日々の保育の内容とどのように結びつくか具体的な事例をあげて話し合っています。今年度は「多様性を認める保育」を掲げ、昨年度末の園内研修で「多様性」をテーマにグループワークをし、「どんな子どもでも楽しめる遊び」「入っていかない（離れていく）子どもがいる遊び」の特徴などを出し合い、保育環境や子どもを見る視点、支援の方法などを検討しました。このような取組を通し、保育士は目指す保育の姿を共有し、個々の子どもの気持ちを大切に保育にあたっています。保育士は、朝と昼の打ち合わせや職員会議等で子どもの姿について密に情報共有し、それぞれの子どもの自分らしく園生活を送れるように保育しています。

◆地域の福祉施設として地域の子育て支援に積極的に取り組んでいます

保育目標に「地域の子ども、お年寄りなど、いろいろな人たちが気軽に集まれる保育園に」と掲げ、地域との関係づくりに力を入れています。地域の自治会に加入し、職員が地域のお祭りに参加したり、園の行事の時に自治会役員が交通整理をしたりし、関係を築いています。また、市や子育て支援センター、主任児童委員などが参加する地域子育て連絡会に参加し、見守りなど地域の課題解決に向けて連携しています。地域子育て支援事業も積極的に展開していて、毎日の園庭開放、月1回のあそぼう会、育児講座「アイアイ」、育児相談、緊急一時保育などを実施しています。民生委員と協力し、地域育てサロンに保育士を年8回派遣するなど、地域の関係機関と連携し、積極的に地域の子育て支援に取り組んでいます。

【今後期待される点】

◆職員間での話し合いを深め、保育実践の統一性を図っていくことが期待されます

園は、子どもと職員が自分の個性や良さを発揮し、園生活をともに楽しめることを大切にしています。クラス運営はクラス担任に任されていて、保育士と子どもの個性が活かされたプログラムとなっています。運動遊びやダンス、音楽、読み聞かせなど、職員それぞれの特技や個性を発揮する機会も多くあり、職員間でお互いの良さを認め合う風土ができています。ただし、保育観察時において、子どもへの関わり方や安全面での配慮などで、クラス間、職員間で差異があり、統一性に欠ける場面も見られました。職員間で話し合いを深めて、園としての基本的な方法やルールを定めて共有し、保育実践に反映していくことが期待されます。

◆マニュアルを常に見直し、園が蓄えてきたノウハウを文書として残していくことが期待されます

園は、職員心得や子ども・保護者との関わり方、衛生管理などのマニュアルを作成し、ガイドラインの変更時など、必要に応じて随時見直しをしています。ただし、マニュアルによっては改正日の記載がなく、最新版かどうか確認ができない状況です。また、見直しが不十分なものや文書化されていない取組も見られます。現在は園での経験が長い職員が多いこともあり、業務の中で不都合があった時にはその都度職員間で話し合い柔軟に対応していますが、職員の交代などに備え、園が今まで積み上げて来たノウハウをマニュアルに反映し、常に最新のものとしていくことが期待されます。

第三者評価結果に対する施設のコメント

今回の第三者評価は、今までの内容と大きく変わったと感じています。これまでは横浜方式を選び受審してきました。

私たちの事業所がなぜ第三者評価を受けようと思ったのかといえば、受審を通して職員と自らの保育を振り返る良い機会となっていたからです。園長として職員に中々言いづらいことなども項目を一つ一つ検証しながら考えることができたと思っていました。

今の評価のあり方は、話し合う内容がはっきり言えば面白くなくなっていました。

時代の要請が変わったといえばそうなのかもしれませんが、残念です。

第三者評価結果

※かながわ福祉サービス第三者評価推進機構では、a・b・c評価の判断基準を次のように定めています
 a評価：よりよいサービスの水準・状態
 b評価：多くの施設・事業所の状態、aに向けた取組の余地がある状態
 c評価：b以上の取組となることを期待する状態

共通評価基準（45項目）

I 福祉サービスの基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者評価結果
【1】 I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<コメント> 保育理念は、「人と自然を愛し 自分から遊べる自主性 とらわれることのない 自由な心をもつ おおきな子に」で、園が目指す保育についての考え方を読み取ることができます。保育理念を基に、具体的な保育基本方針を策定しています。理念・基本方針を玄関に掲示するとともに、ホームページ、パンフレット、園のしおりに掲載しています。職員に対しては、年度初めの職員会議で読み合わせをし、周知しています。コロナ禍で制約が多くなる中、職員間で保育のあり方についての話し合いを繰り返したことで、職員の理念への理解が深まっています。保護者には入園のしおりを配布し、入園説明会で確認しています。	

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者評価結果
【2】 I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
<コメント> 毎月の法人園長会で、理事長から社会福祉事業全体の動向や事業経営に関する最新情報を得ています。園長は、大和市園長会や市からの情報発信で、市の各種福祉計画の策定動向と内容を把握しています。地域子育て連絡会、自治会との交流、保育雑誌などから、子どもの数や利用者像、地域の福祉ニーズなどについて積極的に情報収集しています。法人が契約している会計事務所の毎月の巡回でも情報を得ています。園長は、コスト分析と利用者の推移、利用率等を毎月実施し、法人園長会で報告しています。	
【3】 I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	b
<コメント> 毎月の法人園長会で、経営環境や財務状況、職員体制、人材育成などの法人全体の課題について話し合い、対策を立てています。園長会は理事会とも連動していて、役員間での共有がされています。入所児童数の推移や職員体制など職員に関わる課題については、職員会議で報告し、共有していますが、経営課題全般について共有するまでには至っていません。園の最大の課題である園舎の老朽化については、職員に状況を逐一報告し、意見を聞いています。	

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者評価結果
【4】 I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
<コメント> 法人の中・長期計画に基づき、園としての中・長期計画を策定しています。計画では、「福祉施設としての保育園の役割」として、今後の方向性を示しています。その上で、保育の質の向上についての取り組みとして、「多様性を認める寛容な態度を育てる」「食育活動の継続的な展開」「生き物の飼育を通して命の大切さを知る」「地域支援事業の充実」について実現可能な目標を記載しています。ただし、数値目標や具体的な成果等の設定はなく、園が実施状況の評価を行える内容とはなっていません。計画は、必要に応じて評価・見直しをしています。	
【5】 I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
<コメント> 中・長期計画を踏まえて、年度の事業計画を作成しています。年度の事業計画には、入所児童数と、園の運営、今年度の重点目標、保育対策促進事業、育児支援センター事業の項目に沿って具体的な目標を記載していて、実行可能なものとなっています。ただし、数値目標や具体的な成果等の設定はなく、実施状況の評価を行えるものとはなっていません。園では、毎年保育のテーマを設定し、行事などに取り入れ、園全体で意識して保育しています。今年度のテーマは「ハッピー」です。	

(2) 事業計画が適切に策定されている。

【6】 I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
--	---

<コメント>

園長は、副園長と相談して、園を取り巻く状況、前年度末の振り返りで明らかになった課題などを考慮して、法人の事業計画に基づき、園としての事業計画を作成しています。計画には、各種会議や個人面談などから把握した職員の意見や要望も反映しています。策定された事業計画は、年度初めの園内研修で職員に説明し、周知しています。コロナ禍のため、事業計画の変更が余儀なくされましたが、会議等で現状の中でできることについて話し合って計画の評価・見直しを繰り返しています。

【7】 I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a
--	---

<コメント>

年度初めのクラス懇談会で、園長が資料を用いて前年度の事業報告と年度の事業計画の主な内容について説明しています。資料には、事業計画の中の保育方針、理念、年間行事など、主に保育内容に関わる部分がコンパクトにまとめて掲載されています。保護者の関心の高い、園舎の老朽化についても、経過を報告しています。事業計画の個別の取組内容は、適宜園だよりや保護者向けアプリで保護者に伝えています。

4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	第三者評価結果
【8】 I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a

<コメント>

年間指導計画などの各種指導計画、保育日誌などには、自己評価の欄が設けられていて、日常的に業務の中でPDCAを意識して取り組めるような仕組みとなっています。毎月のクラス会議やリーダー会議、代表者会議（園長、副園長、クラス担任、給食職員）などで振り返りをし、課題の共有と改善に向けた話し合いをしています。年度末には、クラスで自己評価をした結果をまとめ、園内研修で話し合い、園としての自己評価をまとめています。第三者評価は、5年に1回受審し、保育の質の向上に生かしています。

【9】 I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
--	---

<コメント>

年度末の園内研修で職員間で話し合い、結果を文書化して、園の自己評価としてまとめています。園の自己評価の結果は、事業報告や次年度の事業計画に反映しています。若手や非常勤職員など職員皆が発言しやすいようKJ法やグループワークを取り入れるなど、会議や研修のあり方の工夫をし、幅広い職員の意見が改善策に反映できるようにしています。コロナ禍では、必要に応じて話し合って行事や保護者対応の見直しをし、園だよりに写真を多く取り入れるなどの改善策を講じています。

II 組織の運営管理

1 管理者の責任とリーダーシップ

(1) 管理者の責任が明確にされている。	第三者評価結果
【10】 II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a

<コメント>

園長は、年度初めの園内研修で、事業計画を説明し、園の進むべき方向性を職員に示しています。また、ホームページや園だより、新型コロナウイルス感染症についてのメール配信などで、自らの役割と責任を表明し、園の姿勢を明らかにしています。「保育園職員に求められる職務遂行能力」に、園長の役割と責任の具体的な内容が記載されています。毎年、職務分担表を作成して、自らの役割と責任を明記し、職員に周知しています。職務分担表で副園長の職務を園長補佐と位置づけ、不在時には副園長が代行することになっています。

【11】 II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
---	---

<コメント>

園長は、法人園長会や大和市の園長会などに参加し、遵守すべき法令等を理解し、利害関係者と適正な関係を保持しています。園長は、児童福祉法や児童虐待防止法等の保育園業務に必要な法令を把握しています。また、法人で契約している会計士や社会保険労務士、弁護士などから専門的なアドバイスや知識を得ています。園長は、職員心得や全国保育士会倫理綱領について年度初めの園内研修で職員に説明し、順守すべき事項を確認しています。また、SDGsの取り組みを中長期計画に記載し、職員、子どもとともに取り組んでいます。

(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。

【12】 II-1-(2)-①
保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。

a

<コメント>

園長、副園長は保育の様子を見て回り、子どもや保護者の様子、職員の動きなどを把握するとともに、指導計画や日誌類の点検をしたり、各種会議へ出席したりし、保育の質の現状について日常的に評価・分析しています。気になる事例があった時には、声をかけて個別に指導やアドバイスをしたり、職員会議や内部研修のテーマで取り上げたりし、改善に向けて取り組んでいます。園は、「多様性認める寛容な態度を育てる」を事業計画の目標に掲げ、年齢や経験、職務、常勤・非常勤など様々な職員が自分の意見を発し、それぞれの良さを発揮できるように、会議や研修のあり方を工夫しています。園長・副園長は、面談や日々の会話などから職員の意見を把握するように努めています。

【13】 II-1-(2)-②
経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。

a

<コメント>

毎月、会計事務所が園を巡回して、適正な会計が行われているかを確認し、アドバイスをしています。園長は、人事や職員の就労状況、利用状況等を把握し、法人園長会で報告し、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて話し合っています。フリー保育士や保育補助の職員を活用し、職員が希望する休暇を取得できるよう、余裕のある人員配置となるようにしています。園は、中長期計画に「働きやすい職場環境を目指し、職員の育成と定着をはかる」と明記し、働きやすい環境作りに取り組んでいます。

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。

第三者評価結果

【14】 II-2-(1)-①
必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。

a

<コメント>

園の中長期計画に人員体制や職員育成に関する方針を明記しています。職員の定着率が高く、経験年数の長い職員が多くいますが、新卒の職員も確保し、バランスの良い年齢構成となるようにしています。法人と連携し、就職相談会や保育士養成校への求人票・訪問、求人サイト等を利用した採用活動を行っています。また、保育士養成校から実習生を受け入れ、園の保育を理解し、雇用につながるように働きかけています。

【15】 II-2-(1)-②
総合的な人事管理が行われている。

b

<コメント>

「職員心得」に理念・基本方針に基づく、園が期待する職員像を明確にしています。採用や配置に関する基準はありますが、昇給、昇進・昇格に関する基準は明確になっていません。また、昇進に必要な経験年数や研修、資格などを明確にしたキャリアパスの仕組みも整備されていません。処遇改善の評価は経験や貢献度などを分析して決めています。個人差が大きくなるように調整しています。職員が自ら将来の姿を描くことができるよう、職員の専門性や職務遂行能力、成果や貢献度などを評価基準に基づき評価する仕組みづくりが期待されます。

(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

【16】 II-2-(2)-①
職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

b

<コメント>

園長は労務管理の責任者として、副園長と連携し、職員の就労状況や職員の意向の把握をしています。残業は極力行わず、職員間で連携し、事務仕事や行事の準備を行うようにしています。職員の有給休暇取得状況を把握し、必要に応じて取得を促し、全職員が必ず取得できるようにしています。シフトは副園長が職員の心身や家庭の状況や要望などを基に、職員のワーク・ライフ・バランスを配慮して作成しています。日常的に職員とのコミュニケーションを多く取って、職員の心身の状況を把握し、相談しやすい雰囲気づくりを心がけていますが、法人内に相談窓口を設置するなどはしていません。借り上げ住宅や退職金積み立て、新型コロナウイルス感染症に伴う特別休暇などの福利厚生を実施しています。

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

【17】 II-2-(3)-①
職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

b

<コメント>

「保育園職員に求められる職務遂行能力」に経験、職務ごとの期待する職員像を明記し、職員に周知しています。職員は、「来年度に向けて」で自分の動き、職員間の連携、保護者との関わり、グループ活動などの項目ごとに目標設定をし、半期および年度末に振り返りし、レポートを作成しています。ただし、目標設定は、目標水準、目標期限などが明確にはなっていません。年度末には、園長がコメントを記載し、フィードバックしています。年1回の園長面談で目標の確認や職員の良い点や頑張りなどの評価をしていますが、時期を決めて定期的を実施するまでには至らず課題となっています。

【18】 II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
--	---

<コメント>

園は、事業計画に記載された目指す職員像を踏まえた研修計画を作成し、それに基づき職員の教育・研修を行っています。絵本、インクルーシブ保育、新型コロナウイルス感染症対応などの園内研修を実施しています。園内研修では、昨年度は「コロナ禍と保育」、今年度は「多様性を認める保育」とテーマを決めて話し合いをし、年度末には、それぞれの職員がレポートを提出して総括しています。研修では、グループワークを行うなど、皆が意見を出しやすいような工夫をしています。職員は、美術ワークショップなどの法人内研修やキャリアアップ研修、市などが主催する外部研修などに参加しています。参加後には研修報告書を作成し、必要に応じて職員会議で発表しています。

【19】 II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
--	---

<コメント>

園では、職員の知識や技術水準、専門資格の取得状況等を把握し、個人研修計画を作成しています。新人職員に対しては、法人の新人研修のほか、複数担任のクラスに配置し、先輩職員がついてOJTを行っています。職員は、園内研修や法人研修、キャリアアップ研修等に参加しています。市や県からの研修案内は回覧し、常勤・非常勤を問わず希望する職員が参加できるように勤務の調整などを行っています。保育士資格がない保育補助職員に対しては、子育て支援員の研修へ参加してもらっています。今後は、非常勤職員の会議を定期的に関催し、研修の充実を図っていく予定です。

(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

【20】 II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
--	---

<コメント>

実習生受け入れのマニュアルがあり、保育士養成校からの実習生を毎年受け入れています。実習の目的や実習生の希望などを考慮して、プログラムを作成しています。実習前には、「実習・ボランティアに参加される方へ」を用いて実習担当保育士が、実習の概略や配慮事項などを説明し、実習後には振り返りや反省会をしています。学校とは、実習中に先生が訪問するなど連携しています。なお、実習生受け入れのマニュアルは作成していますが、研修・育成に関する基本姿勢が明記されていないので、今後は記載していくことが期待されます。また実習担当保育士への指導者の研修も今後の課題となっています。

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	第三者評価結果
【21】 II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b

<コメント>

法人は、ホームページに園の保育理念や基本方針や行事、一日の流れ等の保育内容を掲載しています。また、情報公開として、現況報告書、資金収支計算書、事業活動計算書などを掲載しています。今回の第三者評価の受審、受審結果は、WAMNET（福祉関連サイト）などで公表しますが、法人のホームページからも閲覧できるようにすることが期待されます。園の苦情解決体制は、玄関に掲示し、苦情の内容とその結果については、全体に関わることに關してはお便りなどで保護者に再度説明するなどの対応をしています。公表という形はとっていません。大和市保育園紹介のホームページに園の情報を掲載したり、大和市役所や大和市子育て支援センター、大和市渋谷学習センターIKOZAなどに園のパンフレットを置いています。

【22】 II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
---	---

<コメント>

経理規程を規程集に綴じこみ、職員が閲覧できるようにしています。毎年、職務分担表を作成して、権限や責任を明確にし、職員に周知しています。園では、法人の経理規程に基づき園長が適切な会計処理をし、会計事務所が毎月来園して確認しています。予算・決算については、法人監事による監査・承認を受けています。法人は、経営状況について、税理士による外部チェックを受け、指導やアドバイスに基づき経営改善に努めています。

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。	第三者評価結果
【23】 II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a

<コメント>

基本方針に「地域の子ども、お年寄りなど、いろいろな人たちが気軽に集まれる保育園に」と明記し、地域との関係づくりに力を入れています。大和市子育て支援センターの情報誌「ころんひろば」、地域のNPO法人の情報誌などの地域の情報を玄関に置き、保護者に情報提供しています。また、地域の商店街のお祭りやイベントのチラシを配布するなどしています。コロナ禍以前には地域のお祭りに職員が参加したり、園の行事に高齢者を招待するなど、活発に交流していました。現在は散歩での交流などにとどまっていますが、ハロウィンで子どもたちが地域を練り歩きをする際には、自治会員が交通整理をしたなど、良好な協力関係が継続されています。

<p>【24】 II-4-(1)-② ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。</p>	<p>b</p>
<p><コメント> ボランティア受け入れのマニュアルを整備し、コロナ禍以前には近隣中学校の職業体験を受け入れるなどしていました。また、教員ボランティアなどの受け入れもしています。受け入れ時には、「実習・ボランティアに参加される方へ」を用いて、園の役割や配慮事項などを説明しています。保育目標に地域への園の姿勢を明記していますが、マニュアルに受け入れに関する基本姿勢が記載されていないので、今後は記載していくことが期待されます。</p>	
<p>(2) 関係機関との連携が確保されている。</p>	
<p>【25】 II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 大和市保育課、すくすく子育て課、県大和綾瀬地域児童相談所、医療機関、警察署、消防署などの地域の関係機関のリストがあり、事務室に置き、職員間で共有しています。園は、子育て支援センターや大和市、主任児童委員などが参加する地域子育て連絡会に参加し、連携して地域の課題解決に向けて取り組んでいます。家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応については、園長が要保護児童対策協議会の役員として参加するなどし、関係機関と連携しています。</p>	
<p>(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。</p>	
<p>【26】 II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 地域の福祉ニーズは、大和市園長会や幼保小連携会議、年2回の地域子育て連絡会などに参加して把握しています。園は地域の自治会に加入し、地域のお祭りに職員が参加したり、園のお祭りに交通整理などで協力してもらったりして交流し、地域の情報を得ています。また、園庭開放や、月1回の遊ぼう会などで訪れた地域の子育て家庭からの相談に応じ、地域のニーズを把握しています。民生委員と共同して実施している子育てサロンに保育士を派遣し、相談に応じています。</p>	
<p>【27】 II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 地域の子育て連絡会に参加し、大和市の保健師や栄養士、臨床心理士、地域の主任児童委員や民生委員・児童委員と連携して、見守りなど法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域の子育て支援を実施しています。自治会の行事に職員が参加したり、地域の清掃日には園の回りを清掃したりしています。園では、毎日の園庭開放、月1回の遊ぼう会、育児講座アイアイ、緊急一時保育、育児相談などを実施しています。また、民生委員と連携し、地域子育てサロンに年8回職員を派遣しています。災害時には、自治会と連携し、地域の小さな子どもを持つ家庭を受け入れる意思があり、その旨を自治会に伝えています。</p>	

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

1 利用者本位の福祉サービス

<p>(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。</p>	
<p>【28】 III-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 「人と自然に接し、人を愛し、自然を愛し、自分から遊べる自主性、とらわれることのない自由な心を持つ大きな子に」という保育理念のもと、今年度は特に、「多様性を認める保育」を推進しています。昨年度末の園内全体研修では「多様性」をテーマにグループワークを行い、入っていかない（離れていく）子がいる遊びの特徴等を出し合うことで、保育環境や子どもを見る視点、支援の方法等を検討し、子どもが自分で遊びを選択する保育や待たせない工夫を実践しています。また、年間を通して実施する異年齢交流や、性差による固定観念を植え付けない保育を園の人権の尊重の姿勢の一つとして謳う等、利用者の多様性を尊重する保育を目指しています。</p>	
<p>【29】 III-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。</p>	<p>b</p>
<p><コメント> 「渋谷保育園職員の心得」の中で、保育園で知れた子どもと家族のプライバシーを外部に漏らしてはならないと明記し、年1回、全体内部研修で読み合っています。具体的には、ホームページ等への子どもの写真掲載は保護者の了承を得ることや、感染症にかかった子どもの名前を知らせない、集団健診の際、他の子どもに聞かれてほしくないと思われることに十分気を付ける等が挙げられています。オムツを換える際はパーテーションを利用したり、公園等でおもらしをした際は、周りから気付かれないように下着を取り換える等の配慮をしています。音に敏感な子どもの活動場所にパーテーションを置いたり、一人になれる空間が必要な子どもには、事務室の一角を提供したりしています。一方、幼児用トイレは、間口の広い出入口に扉等がない開放的な造りで、廊下や廊下を隔てた保育室から良く見える構造になっています。子どものプライバシー配慮の観点から、何らかの工夫が望まれます。</p>	

(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。

【30】 Ⅲ-1-(2)-①
利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。

a

<コメント>

ホームページやリーフレットで園を紹介しています。SNSでは、家庭で楽しめる遊び等、子育て支援の動画を紹介しています。園の所在地域の「福田南和田子育て活動マップ」を作成し、園庭開放や園でのあそぼう会や子育て講座、公園での出張保育等を案内する他、エリア内の子育て支援情報等を盛り込んで、市役所等の子育て支援関連部署に置いています。園の見学は、希望者の状況に応じて副園長が対応しています。その際、見学者からの質問の多い内容、例えば持ち物や体調不良時の対応、延長保育の時間等は、文書にして渡しています。

【31】 Ⅲ-1-(2)-②
保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。

a

<コメント>

コロナ禍以前は入園説明会を実施していましたが、現在は、1月下旬～2月上旬頃に個別に利用希望者と面談を行ない、園のしおりを用いて説明しています。その際、子どもの基本的な事項や発達状況に加えて、子どもの良い点や困っていること、親の希望する子ども像等も記した「児童票」を持参してもらい、子どもと保護者の状況を把握しています。3月中旬頃には改めて、副園長と担任が契約のための個別面談を実施して、重要事項説明書を説明・確認しています。0、1歳児については食事や排せつ、1日の生活の流れ等についても確認し、短縮保育や離乳食対応を確認しています。精神的な課題を抱えている保護者や夫婦間のもめ事等により、子どもへの支援に関して配慮が必要な場合は、必ず園長が面談に立ち会って丁寧に対応しています。

【32】 Ⅲ-1-(2)-③
保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。

b

<コメント>

3歳未満児までを受入れている2つの保育園と連携契約を結んでいて、入園前には双方の園の間で丁寧な引継ぎを行う他、園に遊びに来てもらうなどして、無理なく引継ぎが進むようにしています。現在、各園から1人ずつ受け入れています。転園の際に、子どもの育ちを支えるための資料として、双方の園の間で情報を共有するためのシートを用意していますが、転園先から情報の提供を求められたことがないため、利用したことはありません。今後は、継続的な子どもの育ちの支援のために、保護者の同意を得て、転園先との情報共有が行われることが望まれます。

(3) 利用者満足の上昇に努めている。

【33】 Ⅲ-1-(3)-①
利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

a

<コメント>

行事の後にアンケートを取って保護者の意見を募り、次の行事に活かしています。日々の保育において保育士は、朝夕の送迎時に保護者に積極的に声を掛けるようにしていますが、祖父母等の送迎により、保護者と顔を合わせる機会が少ない家庭の場合は、予め声を掛けて顔を合わせる機会を作るようにしています。個別面談を年1回、クラス懇談会を年2回実施して、子どもに関する情報を共有するだけでなく、保護者の意見を聞くようにしています。保護者の意見により設備を改善した例として、園舎脇の通路の門を交換したり、夕方のお迎え時の園庭を明るくした等があります。

(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

【34】 Ⅲ-1-(4)-①
苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

b

【判断した理由・特記事項等】

玄関に「アンケート・ご意見箱」が設置されています。苦情解決実施要綱が策定され、体制や解決の手順等が示されています。意見・要望の解決のための仕組みを保護者に説明するとともに、そのチャートを廊下に掲示していますが、これまで第三者委員会が介入した事例はありません。保護者は、園に直接言いにくい苦情等は市役所に連絡する場合もあり、その場合は、市役所を通して改善を知らせてもらうようにしています。これまでは、園が受けた苦情を公表してきませんでしたが、今後は、苦情を申し出た保護者等に配慮した上で、改善策と共に公表したい意向です。

【35】 Ⅲ-1-(4)-②
保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。

a

<コメント>

全園児が連絡ノートを持っていて、乳児は毎日必ず、幼児については必要に応じて子どもの様子等を共有するとともに、相談等も受けています。年度はじめの職員紹介通信で、保育経験の長い園長は、自ら「お母さん方の相談役」と名乗り、保護者の相談に積極的に応じる用意があることを宣言しています。子どもについてだけでなく、家庭生活等の相談にも応じています。子どもや保護者にいつも違う様子が見受けられた際は、保護者に声を掛けるようにしています。相談の際は、相談事が子どもや他の保護者に知られないよう、別室で対応するようにしています。

<p>【36】 Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。</p>	<p>b</p>
<p><コメント> 保護者からの意見や要望は積極的に取り入れて、すぐに対応できるものはできるだけ早く対応しています。例えば、コロナ禍により保護者が園舎内に入る機会が少なくなり、保育室での子どもの様子が見えにくいという意見に対しては、子ども一人ひとりの活動の様子の画像を満載したクラスだよりを作成して保護者に配布しています。給食の分量を知りたいという意見には、ほぼ実物大の給食の写真を玄関に掲示しています。このように保護者の意見は可能な限りすぐに取り入れています。相談や意見の受け付け手順や、対応策の検討方法等について定めた文書はありません。今後、これまでの実績をふり返って手順を文書化し、定期的に見直す仕組みを作ることが望まれます。</p>	
<p>(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。</p>	
<p>【37】 Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。</p>	<p>b</p>
<p><コメント> 他園で起きた事故については、朝のクラス等の代表者打ち合わせ会で知らせるとともに、報道記事を職員間で回覧して注意喚起しています。必要に応じて保護者にも注意喚起しています。保育士は、「保健衛生・安全対策」のキャリアアップ研修を受講し、会議等で全体化を図っています。昨年度、園が事故として認識して「事故報告書」で市に報告したケースは、ケガ等により病院を受診した数ケースでした。一方ヒヤリハットは1件だけでしたが、これは事故に相当するものと思われました。そこで園は早速、簡便に書けるヒヤリハット報告用紙を作成して、安全確保・事故防止に積極的に取組み始めたところです。訪問調査で戶外活動に同行した際にも、安全配慮に欠ける様子も見受けられましたので、今後は、リスクマネジメント委員会を設置する等して、事故やヒヤリハットの基準を見直し、文書化して職員間で共有して、より安全な保育が行われることが望まれます。</p>	
<p>【38】 Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。</p>	<p>b</p>
<p><コメント> 感染症対応マニュアルが策定・運用されています。コロナ禍においては、その感染対応に関して、昼夜を問わず市からの連絡を受けるようにして、迅速な方針を立てて対応してきました。保護者への情報提供にはメール配信網を用い、迅速・スムーズな対応を実施しています。コロナ陽性者が発現した際、市の方針としては休園が可能ですが、園としては、できる限り保護者の意向を尊重して、休園しない方針としています。子どもの感染が疑われる場合は、なるべく早く検査を受けるよう、園長が相談に乗っています。園では子どもと職員の検温、体調管理、消毒等の感染予防策を徹底するとともに、おもちゃは滅菌消毒器で消毒しています。今後は、対応マニュアルの定期的な見直しと、改定期の明示の徹底が望まれます。</p>	
<p>【39】 Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にやっている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 地震発生時、火災発生時、および、その他の自然災害における予防と対応策が「災害対応マニュアル」として策定されています。園は引地川沿いにあるため水害の危険があるので、「水害から命を守るために」と題した文書を作成して、対応方法等について保護者に周知しています。毎月実施している避難訓練のうち、1回は水害を想定したもの、2回は不審者侵入を想定したものとしています。水害が前日までに予測された場合は、休園する方針です。</p>	

2 福祉サービスの質の確保

<p>(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【40】 Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 健康管理や衛生管理などのマニュアルがあります。子どもの人権やプライバシー保護、権利擁護に関わる姿勢を、「職員心得」「守秘義務の遵守」「子どもや保護者への基本的な関わりについて」に明記し、年度初めの園内研修で読み合わせをしています。プール前や感染症の流行時期など、必要に応じてマニュアルの読み合わせをし、確認しています。一日の保育は、職員間で話し合っただいりープログラムを作成し、それに沿って行っています。職員は、子どもの状況に応じて柔軟に対応し、画一的な保育実践にならないように努めています。</p>	
<p>【41】 Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。</p>	<p>b</p>
<p><コメント> デイリープログラムは毎年、感染症などのマニュアルについては、行政からの通知やガイドラインの改定時に見直しています。マニュアルの見直しにあたっては、指導計画の内容や、職員・保護者の意見などを反映しています。ただし、マニュアルの大半に作成日や改定日の記載がなく、最新版かどうかの確認ができない状況です。また、見直しが不十分なものや文書化されていない取り組みも散見されます。作成日・改定日を記載して、検証・見直しを定期的に見直す体制を整備するとともに、園が蓄えてきたノウハウを文書化し、将来の世代交代に備えていくことが期待されます。</p>	

(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

【42】 Ⅲ-2-(2)-①
アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。

b

<コメント>

指導計画の責任者は園長で、全体的な計画に基づき、年間指導計画、月間指導計画、個別指導計画（0・1・2歳児および障害など特別な配慮が必要な子ども）を作成しています。指導計画は、児童票や保育日誌などの記録、保護者の意向、子どもの姿などを基にクラスで話し合っ作成し、代表者会議で共有しています。作成にあたっては給食職員などの専門職の意見や大和すくすく課の巡回相談など外部の専門機関などの意見やアドバイスも反映しています。なお、乳児の月間指導計画は、個別の目標・配慮事項のみでクラス全体の目標や配慮事項等の記載がないので、今後はクラスとしての方向性についても記載していくことが期待されます。

【43】 Ⅲ-2-(2)-②
定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。

b

<コメント>

年間指導計画は期ごと、月間指導計画と個別指導計画は月ごとに、クラスごとに話し合い、子どもの発達や状況に応じて振り返りをし、評価・見直しをし、代表者会議で共有しています。トイレトレーニングや離乳食、アレルギーなど子どもの個別の課題については、保護者の意向を確認しています。子どもや家庭状況の変化などで、緊急に指導計画の見直しが必要な場合は、昼の打ち合わせで話し合い、随時見直ししています。コロナ禍においては、感染状況に応じて随時職員間で話し合っ指導計画の見直しをし、保護者にも説明しました。なお、乳児の月間指導計画については、個別だけでなくクラス全体についても自己評価して記載し、見直ししていくことが期待されます。

(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

【44】 Ⅲ-2-(3)-①
子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

a

<コメント>

子どもや家庭の状況、入園後の子どもの発達・成長の様子などは児童票の所定の様式に記録しています。保育日誌に指導計画を綴じこみ、記録しながら実施状況を確認できるようにしています。新人職員へはOJTの中で記録の書き方について指導するとともに、副園長が記録類を確認し、必要に応じて指導やアドバイスをしています。指導にあたっては、子どもの成長を感じられるように、課題だけでなく良いところを見つけて記録することを大切にしています。毎日、朝と昼に打ち合わせを行い、子どもの様子を共有しています。毎月クラス会議と代表者会議、期ごとに職員会議を実施し、情報共有を図っています。月案や行事、児童票の成長記録などはクラスの共有フォルダーで管理し、職員間で共有しています。

【45】 Ⅲ-2-(3)-②
子どもに関する記録の管理体制が確立している。

b

<コメント>

園では「個人情報の取扱い」に、園だより、ホームページへの写真掲載などの項目ごとに、個人情報の内容と取扱いの留意点をまとめて、職員に周知しています。記録管理の責任者は園長で、毎年、年度始めの園内研修で「個人情報の取扱い」「守秘義務の厳守」の読み合わせをし、職員への意識づけを図っています。個人情報に関わる書類は事務室の施錠できる書庫で保管し、パソコンはパスワードで管理し、フォルダーにはアクセス権限を設けて閲覧できる職員を制限しています。保護者には、入園のしおりに個人情報の取り扱いについて掲載し、入園時に説明し、同意を得ています。なお、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供、情報漏洩に対する対策や対応などに関する規定については、今後整備をしていく予定です。

内容評価基準（20項目）

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-①</p> <p>【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	b
<コメント>	
<p>「人と自然に接し、人を愛し、自然を愛し、自分から遊べる自主性、とらわれることのない自由な心を持つ大きな子に」という保育理念のもと、外遊びを中心とした保育を通して、子どもも保護者も職員も保育園生活を楽しめることを目指しています。全体的な計画は、今年度のものを各保育士が改めて目を通した後、クラスで検討し、変更が必要な個所について全体会議で検討し、翌年度に向けて修正するようにしています。今年度の計画については、意見が反映されていませんでしたので、今後は徹底が望まれます。1月には各職員が、担当するクラスでの自身の動きや職員間の連携、保護者との関わり、クラス活動に関すること等についてふり返り、その反省や気付きを翌年の保育に活かすべく、年度末に園内研修を行っています。2021年度末の園内研修は、「多様性」をテーマにグループに分かれて意見を出し合っており、保育実践に活かせるさまざまな工夫を考え、今年度の保育に活かしています。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-①</p> <p>【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	b
<コメント>	
<p>南向きに建てられた園舎は、園庭側の窓も廊下側の扉も広く開けられるため、十分な換気ができています。個人で購入してもらっている園指定の敷布団は、月1回業者に滅菌消毒してもらい、おもちゃは園の滅菌消毒器で消毒して、清潔を保っています。一部の保育室には畳を設置して落ち着けるコーナーを作っています。各保育室では、おもちゃ類は自由に取り出して遊べるように配置されています。0歳児の保育室はかつて建て増しされた部屋で、駐車場に面しているため出入りはしやすいですが、他のクラスや事務室からは見えにくい構造になっています。食事はいつも各保育室で食べますが、気候の良い頃には、中庭やベランダ等で楽しく食べる工夫をしています。幼児用トイレは開放的な造りで子どもが入りやすい構造ですが、古い園舎の中でも特にトイレに関しては、改修を希望する保護者の声が多数聞かれており、検討が望まれます。</p>	
<p>A-1-(2)-②</p> <p>【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	a
<コメント>	
<p>「渋谷保育園職員心得」という文書で、「児童は小さいながら一人ひとり人格を持った存在として尊重し暖かいまなざしで接しましょう。児童の言葉に耳を傾けるよう心掛きましょう。無視をしたり、否定的な言葉を発してはなりません」と謳っています。今年度は特に、多様性を認める寛容な態度を育てることを重点項目として掲げ、保育の質の向上に取り組んでいます。訪問調査の際には、個々の発達段階の違いの大きい乳児クラスでは、例えば散歩の前の準備において、保育士は、自分で靴下や靴が履ける子どもは見守り、左右反対に履いた子どもには履けたことをほめてから、そっと脱がして反対に履くよう声を掛けながら、途中まで履かせたりする様子が見られました。幼児クラスでは、遊具の利用の順番でもめた際、保育士がそのふたりを抱きしめて、それぞれの子どもの気持ちに寄り添った声を掛けていました。園内アタッチメント研修の一環として、各保育士は、子どものときの自分をふり返って文書にし、これを基に園長と面談して、園長は個々の保育士の特性や強みを見つけ、意味付けしています。また、気になる保育の場面を集めた本を用いて、自らの保育を振り返る機会を設ける等、多様性を認め合う保育を目指して研修しています。</p>	
<p>A-1-(2)-③</p> <p>【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。</p>	a
<コメント>	
<p>毎日の保育の基準となる時間や子どもの動き、保育士の動き・配慮・環境構成等を示したデイリープログラムが、0~1歳児クラス、2~3歳児クラス、4~5歳児クラスに分けて作成されています。登園時には、保護者から家庭での様子を聞き、機嫌・顔色・食欲・傷等、変わった様子がないか確認した上で受け入れた後、乳児では8時半頃から、幼児では8時頃から園庭での外遊びを始めます。子どもの生活リズムを整えるため、9時までには登園するよう呼び掛けていますが、それより遅く登園する子どももいます。登園時にオムツが膨らんでいる場合は保育士が取り換えたり、皮膚がかさかさな子どもには、預かっているクリームを塗ったりしています。基本的な生活習慣、例えば手を洗う、トイレに行く、食事をする、着替える等を一齐にさせるのではなく、クラス毎の保育の流れの中で、子どもの自分でやりたい気持ちや一人ひとりのペースに合わせてできるよう、支援しています。言葉による促しよりも視覚的な理解の強い子どもには、絵カードを用いて予定を知らせています。また、定数以上の保育士を配置して、細やかな保育を行うようにしています。</p>	

【A5】 A-1-(2)-④
子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。

a

<コメント>

外遊びを保育の中心に置いています。2歳児以上の子どもたちの朝の園庭での自由遊びの後の朝の会では、その時々で子どもが好むダンスの音楽をかけ、子どもたちは思い思いに楽しそうに踊っています。踊りたくない子どもや他の事に興味のある子どもは、園庭に面したベランダで過ごしています。幼児クラスの運動会では、特別な練習を重ねることなく、春からクラス全員で踊ってきたダンスや、日頃から楽しんできた技巧台遊びや追いかけてっ等を中心にしたプログラムで、子どもたちの日頃の成果を発表しました。造形活動としては、5歳児が屋外で墨絵に挑戦したりしています。園の近くにはたくさんの公園があり、外遊びを楽しむ環境に恵まれています。中には整備された遊園とは一味違った崖のある公園もあり、子どもたちは思いっきり体を動かしています。乳児クラスでは、カブトムシやカナヘビの飼育もしています。

【A6】 A-1-(2)-⑤
乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

<コメント>

毎朝、保護者から連絡ノートを受け取り、子どもの健康状態や機嫌等を、保護者と会話する中で共有しています。0歳児の保育室からは中庭に出やすく、いつでも気軽に安全に戸外活動ができます。訪問調査の際の園庭遊びでは、保育士が倉庫から出してきた乗用玩具を二人の子どもが取り合ったとき保育士は、順番に使うよう促していました。砂場で遊んでいた二人の子どもの中にひとりの子どもが割り込んで、玩具を奪ったり作っていた物を壊した際は、保育士が別の玩具を持ってきて、その子と一緒に遊ぶように声を掛けていました。小競り合いは多くても、大きな争いに発展することはなく、子どもはそれぞれ自分のやりたいことを主張することができているように見受けられました。保育士は、やってはいけないことは注意しても、その後は必要以上に仲立ちすることもなく見守る姿勢でした。

【A7】 A-1-(2)-⑥
3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

b

<コメント>

1歳児の保育室は0歳児の保育室の隣りにありますが、2歳児クラスは、3・4・5歳児クラスと同じ並びに保育室があり、日常的に大きいクラスの子どもの様子を見たり、園庭で一緒に遊んでいます。お互いを認め合いながら思いやりの気持ちを持つこと等をねらいに、年間を通して異年齢交流を行っていて、1・2歳児は、大きいクラスの子どもたちにお世話をされることを喜んでいるようです。1歳児は、大きいクラスの子どもたちと一緒に手をつないで散歩に出かけることもあります。朝7時~7時半までは合同保育を行っていて、時間になると、大きいクラスの子どもが小さいクラスの子どもを保育室まで誘導しています。訪問調査の際の1歳児クラスでは、朝のおやつ時間になっても遊んでいる子どもには、保育士が一对一で寄り添っておやつに誘う姿が見受けられました。お代わりを欲しそうなしぐさをする子どもには、「ください」等と言葉でいうように声を掛けて、お代わりを渡していました。一方、戸外保育の道中には、一部、さらなる配慮が必要かと思われる場面が見受けられましたので、今後は園として、対応方法の統一を検討されることが望まれます。

【A8】 A-1-(2)-⑦
3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

<コメント>

3歳児はお世話されることを喜び、大きい子どもの真似をする。4歳児は自信を持って活動しながら、年長へのあこがれと期待を持つ。5歳児は年長としてリードする気持ちをもつことを目標として、異年齢交流が行われています。行事では、5歳児の意見を取り入れて行先や内容等を決めています。訪問調査の際、3歳児クラスでは宝探しゲームをやっていました。子どもたちは楽しくて「もう1回」と声を上げ、3回ほど楽しみました。遊びに入れない子どもには、保育士が寄り添い、一緒に探しています。保育士は、抱っこをねだる子どもにも応じています。5歳児クラスでは、園庭遊びの終了後に、ひとりの男児が4人の男児と向き合って何やら主張していました。どうやらいつもの小競り合いのようで、本人同士で解決しようしているようでした。しばらくの間保育士は遠くから見守っていましたが、最後はそばに来て、一人ひとりの特性に応じた声掛けをして、子どもたちは解散となりました。

<p>【A9】 A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>b</p>
---	----------

<コメント>

障害児と認定されていない子ども、特別な配慮が必要と市が認める子どもについても、個別支援計画を作成して支援しています。所属クラスの月間指導計画に基づいて、個別支援計画を立てています。日々の様子は、連絡帳や送迎時の保護者とのコミュニケーション等により共有し、必要に応じて朝の打合せで全体共有しています。毎月の代表者会議（非常勤職員も含め、各クラスの代表者が順番に出席する）でも、配慮の必要な子どもに関する情報を共有しています。個人情報やプライバシーへの配慮から、保護者に対して、障害のある子どもの保育に関する情報を伝えてはいたませんが、園では多様な子どもへの関わりを大切にしていることから、例えば運動会において園長は、集団が苦手な子どもへの理解を求める挨拶をしています。今後は、子ども期に特徴的な障害児、または障害が疑われる保育に関する情報を、必要な保護者に伝えることが望まれます。

<p>【A10】 A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
--	----------

<コメント>

7時から20時まで開園しています。朝は、子どもや保護者の状況に応じて順次登園し、9時半から園庭で朝の会や体操・ダンス等を行った後、幼児クラスも含めておやつを食べて、10時ごろからクラス単位の遊びの時間が始まります。基本的には、散歩や公園、園庭での遊びを中心に、できる限り体を動かす保育を実施しています。0歳児は、登園時間や子どもの状態等に応じて、午前中にも睡眠をとることがあります。18時からは延長保育となり、18時過ぎに夕方のおやつを提供し、18時半までには大半の子どもが帰り、数人が19時まで残っています。朝食を食べずに登園した場合には、他の子どもの視線に配慮して部屋の隅で子どもが持参したおにぎりを食べさせたり、朝のおやつを調整するなど、子どもの状況に応じた対応をしています。毎日延長保育を利用する子どもには、寂しがないように保育士が接し、好きな玩具で遊ばせたりしています。早番・遅番の職員間では引継ぎを丁寧に行い、遅い時間帯は、昼のあるスペース等を利用して、子どもたちがのんびり過ごせるように配慮しています。

<p>【A11】 A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	<p>b</p>
--	----------

<コメント>

5歳児の年間指導計画の第4期（1月～3月）は、就学への自覚や自信を持ち、意欲的に活動することを一つのねらいとしています。コロナ禍以前は、幼・保・小連携の会議等で、職員間の交流が行われていました。そして、大部分の子どもが進学する近隣の小学校から、1月または2月に年長児が招待され、小学生と交流していました。園では、毎年秋に卒園生の同窓会を企画して、保護者も一緒にカレーを作って食べたりしていましたが、それも今は中断しています。小学校生活は、保育園の生活よりも時間的な面をはじめ、色々な制約があることから、夏頃に実施する個別面談で、生活習慣の見直しについて保護者に伝えていきます。配慮の必要な子どもについては、学習等に課題があると思われることから、就学相談を利用した方が良いと保護者に伝えていきます。また、必要に応じて、学童保育とも連携を図るようにしています。

<p>A-1-(3) 健康管理</p> <p>【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	<p>第三者評価結果</p> <p>a</p>
---	-------------------------

<コメント>

子どもの体調悪化やケガ等については、連絡帳および口頭で保護者と共有しています。新型コロナウイルスをはじめ、市からの感染情報は、随時緊急メールで保護者に配信しています。予防接種や罹患歴を記した健康カードを、毎年保護者に更新してもらい、クラス別にファイリングして、必要に応じて確認しています。乳幼児突然死症候群については、予防策も含めて入園時にリーフレットを配布して説明しています。園での午睡時には、0、1歳児は5分毎、2歳児は15分毎に睡眠状態をチェックしています。0歳児と呼吸状態の不安定な1歳児には、市から配布されているセンサーマットを使用して、体調急変の迅速な察知に活用しています。季節毎にほけんだよりを発行し、その時期に流行することの多い感染症等についての情報や対処法について、保護者に伝えていきます。

<p>【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	<p>a</p>
--	----------

<コメント>

年間保健計画において、春と秋にそれぞれ内科健診と歯科健診を計画して実施しています。健診の結果、異常が認められたり、再検査が必要だった場合は、保護者にそれを書面で伝えていきます。「結果の知らせがない場合は、健診結果は良好であったということです」と掲示して、保護者に知らせていきます。内科の健診を欠席した場合は、追加で実施しています。健診の結果、全体化が必要な事案については、職員間で共有して配慮するようにしています。毎月の身体測定の結果は、連絡帳に貼り付けて保護者と共有しています。週3日勤務している看護師は、通常0・1歳児クラスの保育に当たっていますが、必要に応じて健康等の相談に応じています。

<p>A-1-(3)-③ 【A14】 アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	b
---	---

<コメント>

食物アレルギーのある子どもについては、健康管理マニュアルに基づいて、医師の指示のもと、アレルギー除去申請書や解除申請書等を用いて、保護者と連携を密にしながらか対応しています。アレルギー対応を必要とする子どもが利用するトレーは、他の子どものそれと色を変え、一目で区別できるようにし、年齢の高い子どもには理解できるよう説明しています。今後は、保護者にも理解を図る取り組みが望まれます。訪問調査時には、朝のおやつに市販の菓子が提供され、担任が菓子の袋に表示されている成分表をチェックし、必要に応じて指定成分の入っていないおやつを提供していました。現在、重篤なアレルギー反応が予測される子どもは在籍していませんが、今後は、アレルギー対応を強化する目的で、現在の、市販のおやつを担任が確認する体制から、栄養士や管理職がチェックする体制に変更することが望まれます。

<p>A-1-(4) 食事</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p>	a

<コメント>

「たくさん遊んでお腹をすかせて、皆で楽しく食べる」を目標に、食育実施計画を立てています。クッキング保育として、イチゴジャムづくりや梅ジュースづくり、ハヤシライス作りを計画しています。園舎に隣接する駐車場の一角に畑があり、春にはナス、キュウリ、トマト等の苗を植え、夏に収穫して味わっています。5歳児クラスでは、育てているナスが大きく沢山育つにはどうするのが良いかを話し合い、皆で草取りや脇芽取りをしました。その成果でナスは豊作となり、収穫の喜びを味わい、給食室でミソ炒めを作ってもらったところ、ナスが苦手な子どもも食べられるようになりました。おやつや給食は、2・3歳児クラスでは、食べる準備が整い着席した子どもから食べ始め、終わった子どもから離席しています。4歳児は、全員の配膳が終わってから一斉に食べ始めます。5歳児は、自分の椅子を食べたいテーブルにセットしてから、マスクを付けて担任がよそった食器を自分で運んで、全員が揃ったら食べ始めます。

<p>【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。</p>	a
--	---

<コメント>

献立は、月2回サイクルで立てています。年4回、法人単位で行われる給食会議で、情報を共有しています。コロナ禍以前は、子どもたちが餃子を作ってホットプレートで焼いて食べる餃子パーティや、流しそうめん等のお楽しみ給食会を実施していました。行事食としては、クリスマス会、誕生日会、節分等に合わせて提供しています。栄養士の協力を得ながら献立を担当する調理員は、主菜と副菜のいずれかは子どもの評判の良い物にしたり、野菜嫌いの子どもが多いクラスには、野菜の量を減らす等して、各クラスに適量を分配することで、食べたい子どもにはお代わりを、小食の子どもには残さない分量を提供するようにし、残菜はほとんどありません。調理員は子どもが食べている様子も見ており、子どもから直接、「あの時の魚（初めて提供したサバの竜田揚げ）はもう出ないの？」とリクエストを受けたりしています。

A-2 子育て支援

<p>A-2-(1) 家庭と緊密な連携</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。</p>	a

<コメント>

乳児クラスでは定型の連絡帳を用いて、睡眠・排泄・食事と、体調や機嫌、活動等、子どもの様子を園と保護者間で毎日共有しています。幼児クラスでは自由ノートを連絡帳として、必要に応じて利用しています。昨年度はコロナ禍により保護者懇談会を実施することができませんでしたが、今年度は5月に第1回を実施しました。昨年度に取組んだこととして、行事は日常の保育の延長と捉えて、形態を変えたり、無理なくできる内容に変えたりしたことを報告しました。今年度は、「あそびは最大の学び」と言う考えに基づいて、外で元気に遊ぶ、小さい子から大きい子まで仲よく遊ぶことを保育の柱として展開していくことや、年間のテーマを「ハッピー」とすること、行事の取り組み方等について説明し、理解を得る機会としました。

A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
<p>【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。</p>	b
<p><コメント> 園は、「保育園のもう一つの仕事は保護者支援」と考えていて、送迎時に保護者に積極的に声を掛けてコミュニケーションをとり、相談に応じています。保護者との個別面談の際は、予め保護者にアンケート用紙を配布し、家庭で困っていることや保育園への要望、また5歳児については、就学に関して心配なことも加えて書いてもらって、保護者の意向を把握して面談を行っています。面談の記録は、クラス単位でまとめて書いたり保育日誌に書いたり、それぞれの担任によって違っていますが、重要な内容の場合は、児童票に挟み込むことにしています。日々保護者から受ける相談については、子どもに関する場合は保育日誌等に記録するようにしていて、内容によっては園長が相談に応じるようにしています。しかし、園長が受けた相談については、記録に残していません。今後は、適切に記録することが望まれます。</p>	
<p>【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。</p>	b
<p><コメント> 朝の子どもの受け入れ時に、子どもにいつもと違う様子がないかを、確認しています。保護者の様子にも気を配り、気になるときは声を掛けています。「子どもの人権の尊重と虐待予防」と題した文書において、虐待の定義、早期発見と対応、虐待家庭等への援助について記載されている他、一見しただけでは気づきにくい心的虐待の疑いがある児童の状態も例示されています。早期発見のためのチェックリストも備えています。児童の権利や保護者支援の姿勢等を記した「渋谷保育園職員の心得」を、折に触れて職員間で読み合っていますが、虐待の疑いに気付いた際の手順等を記した「虐待対応マニュアル」等はありません。職員は、園内の会議や研修を通して、折に触れて子どもの権利侵害や虐待に関する知見を得る機会がありますが、今後は、マニュアル等を整備し、それに基づく研修を定期的実施することが望まれます。</p>	

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
<p>【A20】 A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</p>	a
<p><コメント> 各クラスにおいては、保育日誌の中でその日の保育を評価・反省し、日々の保育に活かしています。それを副園長が確認・評価しています。各クラスの年間指導計画の中でも、四半期毎に評価しています。年度末には、職員は自らの活動をふり返ってシートに記入して園長に提出しています。その内容は、担当するクラスにおける自身の動き（上手くいったこと、失敗したこと等）や職員間の連携、保護者との関わり、クラス活動（やってみて楽しかった手遊び、ゲーム、制作等）等で、次年度に向けた気付きを得る機会としています。これを基に園長と面談するとともに、年度末の園内全体研修において、数名のグループに分かれて、次年度に向けた保育の工夫を出し合い、日々の保育に活かすようにしています。</p>	

福祉サービス第三者評価 評価機関

特定非営利活動法人 よこはま地域福祉研究センター

〒231-0013 横浜市中区住吉町二丁目 17 番地 金井ビル 201 号室

TEL : 045-228-9117 FAX : 045-228-9118

URL : www.yresearch-center.jp/ Email : top@yresearch-center.jp



特定非営利活動法人
**よこはま
地域福祉
研究センター**

Yokohama Community development Research center

かながわ福祉サービス第三者評価認証機関 第 26 号
東京都福祉サービス第三者評価認証評価機関 機構15-232
社会的養護関係施設第三者評価機関 202205-001-01
